

## 新型コロナウイルス関連情報（9月22日現在）

1 喫連邦保健省によれば、22日（火）15時現在、新たにオーストリア国内で639名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び4名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は39,702名（内死亡数：771名、治癒数：30,312名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：13,713名(+355)(内死亡237名、治癒8,934名)
- ・オーバーエーステライヒ州：6,000名(+86)(内死亡71名、治癒5,140名)
- ・ニーダーエーステライヒ州：5,819名(+60)(内死亡110名、治癒4,603名)
- ・チロル州：5,592名(+50)(内死亡109名、治癒4,950名)
- ・シュタイアーマルク州：3,267名(+33)(内死亡160名、治癒2,557名)
- ・ザルツブルク州：2,061名(+7)(内死亡40名、治癒1,709名)
- ・フォアアールベルク州：1,736名(+16)(内死亡20名、治癒1,184名)
- ・ケルンテン州：799名(+11)(内死亡13名、治癒680名)
- ・ブルゲンラント州：715名(+21)(内死亡11名、治癒555名)

（当館注：オーバーエーステライヒ州で2名、ウィーン市、シュタイアーマルク州で各1名の死亡数が新たに計上され、合計771名となりました。）

2 21日（月）から新たな新型コロナウイルス対策措置がとられておりますが、当初の発表内容とは異なり、改正された保健省令では「個人の行事・パーティー」に限定されず、「公共の場における行事」への座席指定がない場合の参加人数制限を屋内で50人から10人に変更するとなっております。つまり、「個人」に限定されず、原則的に全ての娯楽・文化・スポーツ行事、結婚式、会議（職務上必要な場合を除く）、展示・展覧会、映画上映、学外青少年行事、学外

教育活動等もこれに含まれます。警察は取締りを強化しており、人数制限違反の場合は最高1,450ユーロの罰金となっています。

新たな措置の内容は以下のとおりです。

マスク等着用：

- ・屋外を含め市場（Markt）及び見本市でも義務付ける。
- ・これまで飲食店では従業員に対してのみ義務付けていたが、客に対しても義務付ける（飲食のための着席時を除く）。

飲食店：

- ・一つのテーブルに座る人数を最高10人に制限する。
- ・営業終了時間を貸切営業を含み夜中の1時までに制限する。

公共の場における行事：

- ・座席指定がない場合の屋内での参加者を原則として最高10人に制限する。
- ・葬式は500人までとし、宗教行事には上記制限を設けない（個人住宅での行事パーティーに対しては上記制限を推奨）。

3 オランダ政府は22日午前9時から、ウィーン市及びインスブルック市を新型コロナウイルスの危険地域に指定しました。これにより、ウィーン市またはインスブルック市からオランダに入国した者に対して、10日間の自主隔離が義務付けられました。ただし、ウィーン空港またはインスブルック空港のみの利用で、市内に滞在していない者についてはこの義務付けの対象になりません。

オーストリア外務省ホームページ

<https://www.bmeia.gv.at/reise-aufenthalt/reiseinformation/land/niederlande/>

4 ザルツブルク州、チロル州、フォアアールベルク州は、飲食店の営業時間を22時までにすることを決定しました。

オーストリア政府は保健省令に基づき、全国一律で夜中の1時までとされていますが、新型コロナウイルス感染者数の増加を考慮し、自主的に前倒しするものです。これら3州の措置は25日から実施され、期間は3週間に限定されます。

5 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

#### 【参考】

##### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

##### ■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)